

議員提出議案第8号

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を
改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月15日

大阪市会議長 大 橋 一 隆 様

提 出 者

片 山 一 歩	西 徳 人	福 田 武 洋
藤 田 あきら	金 子 恵 美	竹 下 隆
坂 井 はじめ	岡 崎 太	ホンダ リ エ
上 田 智 隆	高 見 亮	辻 淳 子
佐々木 哲 夫	杉 田 忠 裕	山 田 正 和
明 石 直 樹	前 田 和 彦	川 嶋 広 稔
加 藤 仁 子	太 田 晶 也	

(別紙)

大阪市区政活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪市区政活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第94号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大阪市区政活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）に基づく政務活動費の月額、平成25年3月1日から <u>令和6年3月31日</u> までの間において、同条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	大阪市区政活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）に基づく政務活動費の月額、平成25年3月1日から <u>令和5年4月29日</u> までの間において、同条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

現在実施している政務活動費の月額の特例措置について、その期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。